

宗教法人における包括関係および被包括関係の意味

—— 宗教法人である教団と各個教会との関係 ——

櫻井圀郎

序

宗教法人法（以下「法」という。）は、「宗教団体」として、「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」（以下、「宗教活動」というのが通例であるが、本稿では「伝道牧会」という。）を主たる目的とする、(1)「礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院などの団体」（以下、「単位宗教団体」というのが通例であるが、本稿では「各個教会」という。）と、(2)「単位宗教団体を包括する教派、宗派、教団、修道会、司教区などの団体」（以下、「包括宗教団体」というのが通例であるが、本稿では「教団」という。）との2種を定めている⁽¹⁾⁽²⁾（2条）。

(1) 法は、宗教団体の組織を、単純に、教団と各個教会との二段構造としてのみ規定し、現実の宗教団体においては重大な任務を負い、重要な位置関係にある、教団と各個教会の中間に存する教区、中会、宣教区、地方会、支部などの団体（以下、「教区」という。）を捨象している。

もともと、教区には、(1)各地方における教団の業務を分担して処理する、教団の地方機関（国家行政組織の地方支分部局、株式会社の地方支社、公益団体の地方支部などに相当）であるものと、(2)各個教会を包括しながら、自ら教団に包括され、独自の意思決定機関を有し、独自の会計に基づいて運営される、中間的包括宗教団体であるものがあり、前者の教区については教団の内部機関であるから教団で一括して論じれば済む話であるが、後者の教区については教団とは独立した団体であるから、別途考察が必要となるものの、本稿においてはそれ以上論究しない。

(2) 拙稿「教団運営の実態と宗教法人法の限界」『キリストと世界』21号（東京

そこから、(1)「他の宗教団体を包括する宗教団体」（以下「包括宗教団体」という。）と、(2)「他の宗教団体によって包括される宗教団体」（以下「被包括宗教団体」という。）という2種の宗教団体概念が措定され、さらに、(1)「包括宗教団体における他の宗教団体を包括すること」（以下「包括関係」という。）と(2)「被包括宗教団体における他の宗教団体によって包括されること」（以下「被包括関係」という。）という2種の関係概念が生まれてくる。

分かりやすく言えば、(1)「包括関係」とは、教団における、各個教会に対する関係のことであり、(2)「被包括関係」とは、各個教会における、教団に対する関係のことであり、教団から受ける関係のことである。

このように、法は、包括関係や被包括関係を措定しながらも、包括関係や被包括関係については、何ら明確な規定を置いていない。そもそも「包括する」とはどういう意味であるのか、学術上も実務上も不定見である。

そのため、基督教、神道、仏教および新宗教の各宗教団体において、種々の問題が惹起され、好ましいことではないが、最終的な問題の解決を願って、世俗の裁判所に訴訟提起されるケースも後を絶たない。

そもそも、世俗の裁判所においては、「法律上の争訟を裁判する」権限を有するもの（裁判所法3条）、「法律外の争訟」については扱うことができないものと解され、とりわけ「宗教上の事項」については、「信教の自由」の観点から、これを審判することはできないものとされている。

ところが、「宗教法人の包括関係」「宗教法人の被包括関係」が争訟の目的である場合には、「世俗の事務」のみを扱う「宗教法人」の「包括関係」「被包括関係」であるから、当然「世俗の事項」であるとして、審理が進

基督教大学、2011年）93頁以下、拙稿「包括宗教法人の法律実務上の諸問題」『宗教法』31号（宗教学会、2012年）121頁以下および2011年日本基督教学会学術大会における筆者の研究報告「『教区』運営の諸問題」参照。

(3)「世俗の裁判所」とは、「教会裁判所」など、教会法、仏法、聖法などに基づき、教団など宗教団体が設置する裁判所と区別して、日本国憲法76条以下および裁判所法の規定に基づいて、国家の設置した最高裁判所および下級裁判所をいう。

められ、世俗の意識によって、あるいは世俗の概念を援用して、宗教界の実態に沿わない誤った判断や好ましくない判断がなされるという事態も起こっている。

そこで、本稿においては、学校法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社など一般の法人（以下「一般法人」という。）に対して、一般法人とは異なる宗教法人に特有の事項（以下、「宗教法人の特殊性」という。⁽⁴⁾）について言及した後、宗教団体および宗教法人における「包括」という概念の意味と意義とについて論究し、現実の宗教界における紛争処理の一助となり、かつ行政および司法におけるこの種の問題の審査の一助となることを期したい。

なお、本稿においては、もっぱら宗教法人である教団および宗教法人である各教会を対象として考察し、論究するものとする。

I 宗教法人の特殊性

1 「宗教団体」と「宗教法人」

宗教法人について考察する際に必要なことは、宗教法人の特殊性を基底に据えることである。

というのも、宗教法人は、日本国憲法で保障された「信教の自由」という基本的人権が働いており、それから敷衍される「政教分離の原則」「聖俗分離の原則」「信教の秘密の保護」などという、他の法人にはない、極めて特殊かつ重要な原理が作用しているからである。

一般に、宗教法人に関して誤解が生じる最たるものは、宗教法人の特殊性を知らないために、他の法人と同一または類似のものと考えていることである。

例えば、「学校法人」は「私立学校の設置を目的として設立される法人」

(4) 拙稿「宗教活動による不法行為と宗教法人の責任」『法政論集』227号（名古屋大学、2008年）675頁以下、拙稿「宗教活動に基づく不法行為と宗教法人の責任」『私法』75号（日本私法学会、2013年）186頁以下、拙稿「宗教法人法制の検証と展開」『21世紀民法学の挑戦』（信山社、2018年）383頁以下参照。

であって（私立学校法3条）、教員等を雇用し、学校を運営し、学校教育を行う主体は学校法人であり、「医療法人」は「病院等を開設することを目的に設立された法人」であって（医療法39条）、医師等を雇用し、病院等を運営し、医療業務を提供する主体は医療法人であり、「社会福祉法人」は「社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人」であって（社会福祉法22条）、職員を雇用し、社会福祉施設を設置し、社会福祉事業を行う主体は社会福祉法人である。

これらの法人との類比で考えると、宗教法人とは、宗教活動を目的とする法人であって、牧師、司祭、宮司、住職など宗教職を雇用し、教会、神社、寺院などを運営し、牧会伝道、布教宣教、祭典法事など宗教活動を行う主体は宗教法人であると誤って考えられてしまう。

そもそも「法人」とは、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う主体であり（民法34条）、一般社団法人や一般財団法人であっても、株式会社や合同会社であっても、それぞれ定款で定められた目的（一般社団法人および一般財団法人に関する法律11条1項1号、153条1項1号、会社法27条1号、575条1項1号）を達成するために、当該法人が雇用等によって必要な人的組織を整え、売買、賃貸借等によって施設および設備を整え、その事業を経営する主体になるのであるからである。

しかし、「宗教法人」は、「宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的を達成するための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力が与え」（法1条1項、4条）られたものであり、「宗教団体」の財務管理など「世俗の事務」を行う法人である。

したがって、「宗教法人」は、他の法人のように、単純に「宗教の活動を行う法人」ということではなく、宗教活動を行う宗教団体の世俗の事務を行う法人であるということである。⁽⁵⁾

(5) 宗教法制研究会『宗教法人の法律相談』（民事法情報センター、1990年）は、

とはいえ、「宗教法人」とは、「法人となった宗教団体」をいうものである（法4条2項）から、「宗教団体」と「宗教法人」とが別々に存在するというのではないものの、「宗教団体」が完全に「宗教法人」になってしまったということでもない。

というのも、「宗教団体」は宗教活動を行うことを目的とする団体であるのに対して、「宗教法人」は財務管理など世俗の事務を行うことが目的であり、宗教上の権限を有しないのであって、宗教活動を行うことができないからである。

筆者は、これを「大きな円」で「宗教団体」を表記し、その内部に「小さな円」で「宗教法人」を表記することによって、一体となった組織体の中に、「宗教団体」と「宗教法人」とが存在することを示している（157頁⁽⁶⁾⁽⁷⁾図版参照）。

ゆえに、世俗の場面において、表面に現れるのは「宗法法人」としてであるが、それは「小さな円」であり、「氷山の一角」なのである。聖なる宗教上の場面においては、「大きな円」「海中に没した氷山の大部分」としての「宗教団体」があるのである。

すなわち、「宗教法人」とは、法によって法人となった「宗教団体」をいう（4条2項）のでありながら、「宗教団体」の主たる目的である「宗教活動」を行う法人ではなく、もっぱら「宗教団体」の「財務管理その他の

「宗教法人は、宗教団体の活動を支えるための法人である」としている（159頁）。

(6) 拙稿「宗教法人法の構造とその問題点」『キリストと世界』7号（東京基督教大学、1997年）、拙稿「宗教法人法における宗教団体と宗教法人」『宗教法』24号（宗教学会、2005年）、拙著『教会と宗教法人の法律』（キリスト新聞社、2007年）113-122頁。

(7) 井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』（第一書房、1969年）は、このことを、「一体となった組織体としての宗教法人の中に、おのずから、法人としての性質と宗教または宗教団体としての性質がある」といい、「宗教法人は、大海に浮動する氷山にも比すべきもの」とし、「法人法の目が届く部分（世間性）は、全氷山の何分の一にしか当たらない。その大部分（出世間性）は、法人法の目が届かない、政教分離の海中に姿を没しているのである」と表現している（357頁）。

世俗の事務」を行う法人であるということである。宗教法人における「聖俗分離の原則」⁽⁸⁾⁽⁹⁾であって、宗教法人に特有の特殊性である。

2 「聖俗分離」の原則

この宗教法人の特殊性は、「信教の自由」を保障する具体的な展開としての、宗教団体、宗教活動、教職者、信者など宗教的事項に対して、法律および行政など国家の権力が及ばないようにする「政教分離の原則」の観点から、法律や行政の関与が及ぶ法人に、宗教的事項は含めていないのである。⁽¹⁰⁾

これは、宗教法人における「聖俗分離の原則」と呼ばれる。

この点については、戦前の宗教法制と戦後の宗教法制とを比較すると、一目明瞭となる。

昭和20年(1945年)のポツダム勅令によって廃止された「宗教団体会法」(以下「旧宗教団体会法」という。)においては、神道⁽¹¹⁾の教派、仏教の宗派およ

(8) したがって、「(宗教法人の基本約款である)規則には宗教的な事項は記載しない」とされている(文化庁『宗教法人の規則質疑応答集』(ぎょうせい、1986年)5頁)。

(9) なお、宗教法人は税制上の特権を受けることなどを理由に、一般社団法人・一般財団法人の公益認定のような公益性の認定を宗教団体に求める見解もあるが、宗教の審査に繋がるものであり、是認できない。

(10) 『宗教法人実務研修会資料』(文化庁、2015年)には、冒頭に、「聖・俗分離の原則」として、「宗教法人は、宗教的事項と世俗的事項の二面の機能を合わせもっているが、宗教法人法は、宗教団体の世俗的事項に関してのみ規定している。例えば代表役員及び責任役員の宗教法人の事務に関する権限も、当該役員の宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではないとしている」と書かれている(1-2頁)。

(11) 戦前は、「神道」は「国家神道」と「教派神道」に大別され、さらに「国家神道」は「宮廷神道」と「神社神道」とに区別されており、「国家神道は国家の祭祀であって宗教でない」とされていたので、ここにいう「神道」とは「教派神道」をいう。教派神道とは、明治期に公認された黒住教、神道修成派、出雲大社教、實行教、神道大成教、神習教、扶桑教、御嶽教、神理教、禊教、金

び基督教その他の教団（以下「教宗派教団」という。）と寺院および教会（以下「寺院教会」という。）を「宗教団体」としていた（1条）。

そして、宗教団体の設立には、教義の大要、教義の宣布、儀式の執行、本尊・奉斎主神・安置仏、教職資格の認定、宗教職の任免など宗教的事項を含む基本約款⁽¹²⁾を定め、教宗派教団⁽¹²⁾にあっては主務大臣の、寺院教会にあっては地方長官の認可を受けなければならないものとされていた（3条1項、6条1項）。

現行の法では、世俗の事項のみを記載した規則を作成して、所轄庁の認証を受けるに留められ、宗教的事項は記載しないものとされている。

そのうえ、旧宗教団体系においては、教派および宗派には「管長」を、教団には「教団統理者」を置かなければならないものとされ（4条1項）、管長および教団統理者の就任には主務大臣の認可が必要とされる（4条4項）など、人事面においても行政の深い関与がなされ、主務大臣に宗教活動の制限・禁止、教師の業務停止、宗教団体の設立認可の取消などの権限が付与されていた（16条、17条）。

これに対して、現行の法においては、法案提出時の国会説明において、「決して宗教上の行為にまで触れるものではない」（昭和26年〔1951年〕2月28日衆議院文部委員会）と明言されている。

法の施行後の通達においても、「宗教そのものの領域に関与することを排している」（昭和26年〔1951年〕4月3日文部事務次官通知）、「宗教財産の管理維持、業務及び事業の運営等に資することを主眼としている」「宗

光教、天理教、神道大教の13派をいう。

(12) 神道の教派は「教規」、仏教の宗派は「宗制」、基督教その他の教団は「教団規則」、仏教の寺院は「寺院規則」、基督教その他の教会は「教会規則」。

(13) 所轄庁とは都道府県知事または文部科学大臣をいう。(1)各個教会の場合、①原則として、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事であるが、②他の都道府県内に境内建物を備える各個教会にあっては文部科学大臣となる（法5条1項、2項1号）。(2)教団の場合も同様に、①原則として都道府県知事であるが、②他の都道府県内に境内建物を備える各個教会を包括するときは文部科学大臣となる（法5条1項、2項2号・3号）。

教団体の世俗的事項にかかるものである」「宗教上の行為、事項その他信仰上の領域等に干渉しない」（昭和26年〔1951年〕7月31日 文部大臣官房事務課長代理通達）などと念が押されている。

つまり、旧宗教団体系においては、宗教活動を含む宗教団体の基本約款および人事について国家の関与を受けていたが、現行の法においては、宗教活動を行う宗教団体については全くの任意とし、世俗の事項にかかる宗教法人についてのみの関与に限られているのである。

現行の法においては、宗教法人には3人以上の責任役員を置くべきものとし（法18条1項）、責任役員が宗教法人の意思を決し（法18条4項）、責任役員の中の1人を代表役員とし（法18条1項）、代表役員が宗教法人を代表し、宗教法人の事務を総理する（18条3項）旨が定められているが、あくまでも世俗の事務に関する権限に限られており、代表役員および責任役員の宗教法人の事務に関する権限には、「宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含まれていない」（法18条6項）旨が明言されているのである。

II 「包括する」とは

1 「包括する」の誤解

前述の通り、法は、教団を、各個教会を「包括する」ことを要件とする宗教団体として定義している（2条）が、法の規定上、必ずしも「包括」の意味は明瞭ではない。

そのため、各個教会が教団に包括されると、①不動産その他の財産が教団に吸収されてしまう⁽¹⁴⁾とか、②各個教会の自由な伝道牧会ができなくなる⁽¹⁵⁾

(14) 教団と各個教会とは、独立した法人であるから、被包括関係の設定により直ちに、財産が教団に吸収されてしまうことはありえない。

(15) 伝道牧会は宗教法人の目的外の行為であるから、宗教法人の被包括関係の設定によって、伝道牧会に影響が生じることはない。ただし、宗教法人の被包括関係の設定と同時に宗教団体の被包括関係の設定がなされれば、教団の規定ま

とか、③各個教会の牧師に教団の社会保険・厚生年金が適用になるとか、⁽¹⁶⁾
④非法人である各個教会の不動産についても非課税になるとか、⁽¹⁷⁾⑤各個教会の会計をすべて教団に集約することになるとか、⁽¹⁸⁾⑥国家の統制が各個教会にまで及ぶとか、⁽¹⁹⁾⑦各個教会の主権がなくなるとか、⁽²⁰⁾さまざまな憶測が

たは教団と各個教会との合意によっては、伝道牧会に影響が生じる可能性はある。

(16) 社会保険（労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金）は「雇用された労働者」に対して適用される制度であるから、被包括関係の設定により、各個教会の牧師が教団の労働者になる（つまり、牧師が教団の雇用する労働者となり、各個教会に派遣される派遣労働者となる）のでない限り、適用されることはない。もちろん、牧師が教会に雇用された労働者であるなら、適用となる。

なお、牧師が雇用された労働者であるなら、各個教会または教団に、労働基準法、労働契約法、最低賃金法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）、労働安全衛生法、労働組合法など労働関係諸法令および社会保険諸法令が適用されることになる。

また、牧師が教団に属して各個教会に派遣されているという体制を取る場合には、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）が適用され、厚生労働大臣による労働者派遣事業の許可を受けることが必要となる（5条）ほか、法人税法の収益事業として法人税の納税対象となる（法人税法4条1項、2条13号、法人税法施行令5条1項34号）。

筆者の見解によれば、牧師は、基督の召命に応じて献身した基督の奉仕者であって、各個教会または教団に雇用された労働者ではない。したがって、牧師には、労働法令も社会保険も適用されないものとする。

(17) 宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物および境内地については、固定資産税が非課税とされている（地方税法348条2項3号）が、被包括関係の設定をしたとしても、非宗教法人である各個教会に適用されることはない。

(18) 財務会計は宗教法人の目的であるから、教団の規定または教団と各個教会との合意によっては、財務会計の取扱いに規制が及ぶことはありうるが、被包括関係の設定によって直ちにそうなるわけではない。

(19) そもそも「信教の自由」「政教分離の原則」によって、国家の権力が宗教団体には及ぶことはないが、宗教法人に対する法による規制が間接的に被包括の各個教会に及ぶことはありうる。

(20) 教団との被包括関係の設定をしたとしても、独立した一つの法人である各個

囁かれ、⁽²¹⁾ 謬説が流布されている。

2 地方自治法の「包括」との類比

法のほかに、「包括する」ということを規定している法律に、地方自治法がある。日本国憲法において、地方公共団体は「地方自治の本旨」に基づいて法律で定められ（92条）、議会を置き（93条）、財産を管理し、条例を制定できるなどの権能を有する（94条）ものとされている。

その地方公共団体は、普通地方公共団体と特別地方公共団体とに分けられ、普通地方公共団体には都道府県と市町村があり、特別地方公共団体には特別区などがあり（地方自治法1条の3）、地方公共団体は法人とされている（同2条1項）。

そして、都道府県は、「市町村を包括する」広域の地方公共団体であるものとされ（同2条5項）、「市町村を包括する」のであって（同5条2項）、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村と、当該市町村を包括する都道府県の住民となるものとされている（同10条1項）。

しかし、都道府県も市町村も独立した法人であって、各々独立した意思決定機関としての議会を有し、代表機関としての首長（都道府県知事、市町村长）を有し、独自の条例を制定し、独自の予算および決算を行うなど、独自の主権を有している。

教団と各個教会における「包括する」の関係も、都道府県と市町村における「包括する」と同様に⁽²²⁾考えるのが相当である。

すなわち、市町村の住民が都道府県の住民となるのと同様に、各個教会の信者は教団の信者となると考えてよいが、市町村の所有する財産が都道

教会の主権が失われることはない。もっとも、教団の規定や教団と各個教会との合意によっては、各個教会の主権の多くに大きな制限が加えられる可能性はある。

(21) 拙稿『『信教の自由』と牧師の教会実践』『キリストと世界』27号（東京基督教大学、2017年）46頁以下参照。

(22) 同旨・井上・基礎的研究 316-317頁。

府県の財産とされることはないように、各個教会の財産が教団に帰属することはないし、市町村が都道府県の指揮命令によって動かされることがないように、各個教会が教団の指揮命令によって動かされることもない。⁽²³⁾

地方公共団体の場合には、法律や条例によって、特別の定めがなされた事項については、その定めによることになっているのと同様に、教団と各個教会との間においても、教団と各個教会との合意で定められた事項や教団があらかじめ定めた事項に各個教会が同意、承認、認諾などをしたものについては、当該定められた事項によることになる。

都道府県は市町村を包括し、市町村は都道府県に包括されるが、包括された市町村も独立した法人であって、都道府県に隷属するものではないし、指揮命令を受ける関係にもないのと同様、各個教会も教団に隷属するものではないし、指揮命令を受けて活動し、存続するものでもない。

そのことは、法が、「他の宗教団体を制約し、又は他の宗教団体によって制約される事項を定めた場合」にはその事項を規則に記載することを求めている⁽²⁴⁾（12条1項12号）ことから類推することができる。⁽²⁵⁾

また、代表役員および責任役員の義務として、法令および規則に従うほか、「当該宗教法人を包括する宗教団体が当該宗教法人と協議して定めた

(23) 「包括する」とはどのような意味かについて、宗教法人法令研究会編『宗教法人関係質疑応答集』（第一法規、1977年）においては、「被包括宗教法人とこれらの被包括宗教法人を構成団体とする包括宗教団体との関係を明らかにするだけであって、このことから直ちに包括宗教団体が被包括宗教法人を支配監督する権限を有するものではない」と答じている（119の32頁）。

(24) 「規則」とは、各個教会にとって自己の定めた規則であるから、教団によって制約される事項であるとはいえ、自己の規則に自己の意思で規定したことであるから、外部からの強制ではなく、自らの任意による「自己規制」である。したがって、教団の規則で各個教会を制約する定めを置いていても、各個教会の規則でそれに対応する規定が定められない限り、各個教会にその効力を及ぼすことができない。

(25) つまり、被包括関係の設定によっては、各個教会が教団から制約を受けることはないということである。

規程がある場合にはその規程に従う」ことが求められている（18条5項）⁽²⁵⁾ ことから類推できる。

さらに、被包括関係の廃止にかかる規則変更の場合においては、「当該宗教法人の規則中に当該宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定がある場合でも、その権限に関する規則の規定によることを要しない」と定めている（26条1項後段）⁽²⁶⁾ ことから類推できる。

3 宗教法人令の「所属」との対比

「宗教団体法」の廃止に代わって昭和20年（1945年）に施行され、昭和26年（1951年）に法の施行によって廃止された「宗教法人令」においては、神道教派、仏教宗派および基督教その他の宗教の教団（以下、「教宗派教団」という。）と神社、寺院および教会（以下、「社寺教会」という。）は法人となることができるものとし（1条1項）、これを「宗教法人」としていた（同条2項）。

宗教法人の設立の際に必要な規則のうち、教宗派教団の規則には「所属の社寺教会に関する事項」が、社寺教会の規則には「所属教宗派教団」が、それぞれ記載事項とされており（2条6号、3条1項3号）、社寺教会の規則は「所属教宗派教団の承認」を受けることが求められていた（3条2項）。

このように、宗教法人令においては、教宗派教団と社寺教会との関係は「所属」という用語で規定されていたのに対して、法においては、統括または上下服属服従の観念を含まない概念として「包括」が採用されたものと理解されている⁽²⁷⁾。

そこで、「包括団体」とは、共同の目的を有する複数の単位団体のすべてがそのまま独立単一の結合体となった全一的組織体をいい、「包括」に

(26) つまり、教団と各個教会が協議をして定めた規程がない限り、教会の代表役員および責任役員の遵守義務は法令および規則に限定され、教団からの規制に従う義務がないということである。

(27) 渡部・逐条解説35頁、井上・基礎的研究318頁、長谷川正浩・本間久雄・秋本経生『寺院の法律知識』（新日本法規、2012年）150頁。

は、「統括」「支配」「制約」などの権限関係の意味は含まれていないものと解されている。⁽²⁸⁾

つまり、「包括」「被包括」ということには、法律上、特段の権利義務、指揮命令、服従服属、統治支配、管理監督などの関係はないのであり、当然には、財産上の帰属管理や処分制限、献金基金など費用負担や経済支援、教職者の資格認否、任命解任、指導懲戒、服従義務、献金義務、謝儀報酬など、信者の認定登録、⁽²⁹⁾ 献金義務、指導懲戒などの関係が生じるものでもないのである。

あくまでも、同一の神を信仰し、同一の教義教理に基づき、信仰上、宗教上、精神上または社会上、「一の組織体」「全体として一つの共同体」を標榜することによって、共同または共通の伝道牧会を広範囲に、⁽³⁰⁾ 統一的に、共通的に、共同的に実践しようとするための枠組みに過ぎないのである。

また、宗教法人における「包括」「被包括」の関係が、各々の単位団体を構成員（会員、社員）とする、農業協同組合と農業協同組合連合会、漁業協同組合と漁業協同組合連合会、商工会と商工会連合会、弁護士会と弁護士連合会、司法書士会と司法書士会連合会、行政書士会と行政書士会連合会などの⁽³¹⁾「連合」組織と同一または類似のものと考えられることがある。

(28) 井上・基礎的研究 316-317 頁、長谷川他・法律知識 26 頁、研究会・質疑応答集 119 の 31 頁。

(29) 研究会・質疑応答集は、「宗教法人は、一個の法律主体として独立している。したがって、その内部組織について他の団体から規制されることはなく、自治自律するのが原則である」としている（325 の 3 頁）。

(30) 特定の教団との間で被包括関係を設定し、被包括の各個教会とならない限り、当該教団と同一または類似の伝道牧会ができないわけではないし、特定の教団の被包括の各個教会であるからといって、その事実だけで、伝道牧会が進展するものでもないことは自明の理である。

(31) 農業協同組合連合会は農業協同組合を組員とし（農業協同組合法 12 条 2 項）、漁業協同組合連合会はその地区の漁業協同組合を会員とし（水産業協同組合法 88 条）、都道府県商工会連合会はその地区内の商工会を会員とし、全国商工会連合会は都道府県商工会連合会を会員とし（商工会法 55 条の 10）、日本弁護士連合会は全国の弁護士会で設立し（弁護士法 45 条 1 項）、日本司法書士連

これらの連合体の加盟団体は、連合体の構成員であるから、連合体の最高意思決定機関としての総会において表決権を有し、役員を選出、予算決算の承認など、連合体の運営の重要な事項に関与することになるが、宗教法人の包括関係・被包括関係においては、このようなことは何ら規定されてはいないのである。

もっとも、日本の基督教の宗教団体としての教団にあつては、その殆どが、憲法、憲章、教憲、教規、教会規程、政治基準などの基本約款において、宗教団体としての各個教会を宗教団体としての教団の構成員としている（あるいは、宗教団体としての各個教会を教区の構成員とし、教区を宗教団体の教団の構成員とするなどとしている）が、それは、宗教法人としての教団と宗教法人としての各個教会との包括関係・被包括関係とは、必ずしも直結するものではない。⁽³²⁾

本稿においては、「宗教法人である教団」と「宗教法人である各個教会」との関係について、あくまでも「宗教法人に関する」「世俗の関係」を論じることとしており、「宗教団体の部分」「宗教上の部分」については論及していないが、現実の教団と各個教会の関係においては、両者が微妙に関係してくることなので、慎重な検証が必要である。⁽³³⁾

合会は全国の司法書士会で設立し（司法書士法 62 条 1 項）、日本行政書士会連合会は全国の行政書士会で設立する（行政書士法 18 条 1 項）とされている。

(32) 法制研究会・法律相談は、被包括関係には①信仰型と②組合理型とがあり、①は本山・本部教会など信仰の中枢を頂点に、それを支える形でピラミッドを形成するもの、②は単位宗教法人が利益共同体として対等に存在し、包括宗教法人は連絡調整機関として存在するものとし、一般的に、仏教系は①、基督教系は②であるという（21 頁）。

(33) この点について、長谷川正浩「寺院が知っておきたい法律知識」『ZENBUTSU』（全日本仏教会、2014 年）は、『「包括する」に統括・支配・制約の意味を含むか』につき「法律上は含まれない」が「宗教上は含まれる」と説明し、「財産の処分については、双方の規則で規定しておかない限り、包括宗教団体の指示に従う必要はない」が、「本尊を何にするかといった宗教上の問題については、被包括宗教団体は包括宗教団体の指示に従わなければならない」旨を例示している。

Ⅲ 被包括関係の設定および廃止

1 被包括関係の設定

宗教法人の設立には、所定の事項を記載した規則を作成して、所轄庁の認証を受けなければならない（法12条1項）が、「宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称および宗教法人非宗教法人の別」が規則の記載事項とされ（法12条1項4号）、かつ、宗教法人登記簿の登記事項とされている（法52条2項4号）。

したがって、各個教会の規則には、具体的な教団の名称を記載し、かつ宗教法人登記簿に登記しなければならないが、教団の規則には、教団が包括する各個教会を記載する必要はなく、登記事項ともされていない（当然、登記はできない）。

法は、「宗教法人と当該宗教法人を包括する宗教法人との関係（各個教会と教団との関係）」を「被包括関係」といい（26条1項後段）、被包括関係の設定や廃止について、特別の規定を置いている。

前述の通り、被包括関係は、規則に必ず記載しなければならない事項（必要的記載事項）であるから、被包括関係を新たに設定したり、既にある被包括関係を廃止したりするには、規則の変更手続きが必要となる⁽³⁴⁾。

ただし、被包括関係の設定または廃止にかかる規則変更の場合には、規則変更の認証申請の2月以上前に、信者その他の利害関係人に対して公告しなければならないものとされている（法26条2項⁽³⁵⁾）。被包括関係の設定

(34) 規則を変更するには、規則で定めた規則の変更に関する意思決定などの手続き（例えば、責任役員会で3分の2以上の決議、会員総会の特別決議、評議員会の同意、教団の承認など）を経て、所轄庁の認証を受けなければならない（法26条1項前段）。なお、規則変更の効力は、所轄庁から認証書の交付を受けたときに生じるものとされている（法30条）。

(35) 実際の場面では、「公告をしてから2月以上経なければ、規則変更の認証申請をすることができない」という意味である。

または廃止は、各個教会の信者などにとっても重要な問題であるから、事前に、ひろく信者その他の利害関係人に対してその趣旨を周知させるためである。⁽³⁶⁾

また、被包括関係の設定による規則の変更をするには、規則変更の認証申請の前に、各個教会を包括する教団の承認を受けなければならないものとされており（法 26 条 3 項）、規則変更の認証申請書には、教団の承認を受けたことを証する書類を添付しなければならないものとされている（法 27 条 2 号）。

そもそも被包括関係とは、各個教会と教団との関係であり、各個教会が単独で設定できるものではなく、教団との合意によって設定できるものであるから、各個教会の意思決定のみで不十分なことは当然である。法は、そのことを明文の規定をもって明示しているに過ぎない。

そこから、被包括関係は、各個教会の申込の意思表示に対する教団の承諾の意思表示によって設定される契約であると解されている。⁽³⁷⁾

とはいえ、被包括関係は、各個教会の規則の記載事項であって、所轄庁の認証によって効力を生じるものであるから、所轄庁による規則変更の認証を受けることを停止条件とする各個教会と教団との合意であると考えるのが正当であろう。

各個教会と教団との間で合意が成立したとしても、各個教会が規則変更の手続きをしなければ効力を生じることはないし、各個教会が所轄庁に対して規則変更の認証申請をしなければ効力を生じることはないからである。

各個教会としては認証を得たいと願っていたとしても、規則変更の手続きが規則に不適合なものであり、規則変更の認証申請が不適合なものであり、その申請書類に不備があり、添付書類が不十分なものであるなら、やはり被包括関係の設定が効力を生じることはない。

さらには、所轄庁の各個教会に対する他の事案による行政指導等との絡

(36) 渡部 蕪『逐条解説宗教法人法』（ぎょうせい、1980 年）183 頁。

(37) 渡部・逐条解説 35 頁・182 頁、法制研究会・法律相談 38 頁・39 頁。

みから、当該規則変更が認証されないこともありえようし、人間である以上、所轄庁の担当職員の誤解、過誤、失念などから、申請が受理されないまま放置され、本旨外の補正が命じられ、不認証とされることもないとは言えない。

現実的には、教団と各個教会における被包括関係の設定は、両当事者間の合意によるとはいえ、所轄庁の行政処分のニュアンスが強い事例も散見される。

2 被包括関係の廃止

既に教団との被包括関係にあり、規則に教団名を規定し、登記簿に教団名を登記している各個教会が、教団との被包括関係を廃止しようとする場合にも、被包括関係の設定の場合と同様、規則の変更手続きをし、規則変更の認証を受け、変更登記を受けなければならない（法26条2項、27条、30条、52条2項4号、53条）。

教団との被包括関係を廃止しようとする各個教会は、第一に、責任役員会の決議など、規則に定める手続きにより規則の変更を行わなければならない（法26条1項前段）が、規則に「教団の承認を受けなければならない」など、規則変更には教団が一定の権限を有する旨の規定があっても、その規定によることは要しないものとされている（同項後段）。

これは、信教の自由の観点から、「教団離脱は自由である」という理解のもとに、教団が包括する各個教会を拘束することがないようにという趣旨で規定されたものであって、概して弱い立場にある各個教会の権利を擁護するための規定であると解される。⁽³⁸⁾

旧宗教団体法においては、寺院・教会の転宗転派を認めておらず、宗教法人令においても、神社・寺院・教会の転宗転派は認めない方針であったという。⁽³⁹⁾ 宗教法人令6条に「神社、寺院又ハ教会ノ規則ヲ変更セントスル

(38) 渡部・逐条解説 172-174 頁、阪岡誠・東川茂夫『宗教法人の実務問答集』（第一書房、1979 年）170 頁。

(39) 井上・基礎的研究 461-463 頁。

トキハ（中略）尚所属教派、宗派又ハ教団ノ主管者ノ承認ヲ要ス」とあることから、教宗派教団を離脱する場合にも教宗派教団の主管者の承認が必要であると解されていたからである。

この規定の解釈について、文部大臣官房宗務課長から GHQ 宗務課長に宛て、「教宗派教団の主管者の承認が必要と解すべきものと思う」との伺いに対して、「教宗派教団の主管者の承認は必要ではない」との回答がなされ、その理由として、信教の自由の原則が挙げられている⁽⁴⁰⁾。

したがって、法においては、宗教法人令下におけるこのような疑義を生じさせないための立法がなされたものと考えられる。

それは、教団には、各個教会の代表役員などに対して、各個教会よる被包括関係の廃止にかかる行為をしたこと等に対する不利益処分をすることを禁止し（法 78 条 1 項）、これに違反する行為を無効としている（同条 2 項）ことと軌を一にするものである。

すなわち、教団は、各個教会が被包括関係の廃止にかかる規則変更の手続きを行い、教団に対してその旨を通知する前およびその通知の後 2 年間は、被包括関係の廃止を防ぐために、または被包括関係の廃止を企てたことを理由に、各個教会の役員などを解任し、その権限に制限を加え、その他の不利益な取扱をしてはならないものとされ、これに違反する行為を無効としているのである。

各個教会の役員などには、代表役員や責任役員のほか、規則で定められた議員、評議員、監事、委員などが含まれ、「解任」には、免職、転任、転職などのほか、当該地位に就くために必要な教師などの資格の取消や停止、信者としての除名など、事実上、解任に直結する行為を含むものと解される。

また、職務怠慢、教義違反、不品行、不行跡、犯罪行為、ハラスメント、

(40) 井上・基礎的研究 463-466 頁。文部省の解釈は条文に忠実なものであったが、GHQ の回答は、信教の自由の原則に由来し、宗教法人令そのものよりも更に深いところから流れ出るものとして、この規定とは関係なしに解釈すべきものとしている。

教団秩序の維持、教団の諸規則違反など、「被包括関係の廃止」とは直接関係のないような理由による取扱いであったとしても、事実上、被包括関係の廃止に関わったことが原因であると考えられるならば、これに該当するものと⁽⁴¹⁾思料される。

教団との被包括関係の廃止にかかる規則変更の手続きした各個教会は、第二に、信者その他の利害関係人に対して公告しなければならず（法 26 条 2 項）、この公告をした後 2 月を経なければ規則変更にかかる認証申請をすることができない（同項）。

教団との被包括関係の廃止は、信者その他の利害関係人にとっては重大な事実であるから、あらかじめ周知させるという趣旨である。

教団との被包括関係の廃止にかかる規則変更の手続きした各個教会は、第三に、第二の公告と⁽⁴²⁾同時に、教団に対して、その旨を通知しなければならない（法 26 条 2 項）。

この通知を確実にし、後日の紛争を防止するために、この通知の文面は、郵便認証司による内容証明を受け、かつ、教団への到達を証する配達証明を受けることが適正である。この通知の内容証明書および配達証明書は、規則変更の認証申請の際には、「通知をしたことを証する書類」として、申請書に添付しなければならない（法 27 条 3 号）。

教団との被包括関係を廃止しようとする各個教会は、第四に、申請書および添付書類を整えた上、所轄庁に対して規則変更の認証申請をしなければならない（法 27 条）。そして、教団との被包括関係の廃止が効力を生じ

(41) 「他に理由がある場合であっても、被包括関係の廃止の企てがなかったのであれば当該処分がなされなかったような場合についても、被包括関係の廃止を防ぐことを目的として処分がなされたものと解するのが相当である」（平成 16 年（2004 年）文部科学大臣裁決）。

(42) ここで「同時に」とは、「同日」に限らず、規則に定められ、登記された「公告の期間中」であれば良いと解されている（阪岡誠・東川茂夫『宗教法人の実務問答集』（第一書房、1979 年）170 頁、渡部・逐条解説 182 頁）。なお、公告が誌紙掲載による場合には、「公告掲載の誌紙が発行された後、速やかに」という意味であると解されている（渡部・逐条解説 182 頁）。

るのは、この申請に対して、所轄庁から認証書の交付を受けたときである（法 30 条）。

法は、被包括関係の廃止を、弱者である各個教会の権利を擁護する立場から、格別に規定を置いたものと思料されるが、前述の通り、被包括関係の設定が、当事者の合意によるとはいえ、行政処分的な色彩が強い事例も見られるのと同様、被包括関係の廃止も、現実的には、所轄庁の行政処分⁽⁴³⁾に大きなウェイトが置かれており、法の趣旨は必ずしも貫かれていない。

3 被包括関係廃止の不認証に伴う諸問題

各個教会が教団との被包括関係の廃止を決議し、それにかかる規則変更の認証申請をしたにもかかわらず、所轄庁によって認証されないとか、所轄庁によって不認証とされた場合⁽⁴⁴⁾、当該各個教会には、永久に解消できない法律上の大問題が発生する。

(43) 例えば、所轄庁の担当職員が、教団と特別の関係があったり、教団から特別の依頼を受けていたり、個人的な意向などから、さらには贈収賄が疑われる関係があったりして、認証申請を正当に処理せずに放置したり、書類による形式的な法的適合性の審査の域を超えて実質関係を問題とし、責任役員会の出席責任役員⁽⁴⁴⁾の個別審査をするなどして、認証されない事例が各地の宗教法人から報告されている。

(44) 規則変更の認証申請を受理した場合には、「規則変更の手続きが法の規定に従ってなされたこと」を審査する必要がある（28 条 1 項）ことを理由に、単なる書面としての責任役員会などの議事録だけでなく、当該議事に参加した議員である責任役員などの選定および終任が適法に行われたか否かを審査するとし、実態関係にまで介入し、事実上、被包括関係の廃止にかかる規則変更の認証を不可能にする所轄庁がある。

これに対しては、特段の疑義がない限り、責任役員などの選任手続きの適法性までいちいち確認する義務はない旨の文部省通達がある（昭和 53 年（1978 年）文宗 2 号）。

そもそも、このようなことを行うことは所轄庁の事務能力を超え、宗教団体の自主性に不当な干渉を許す余地を与えるおそれがあり、違法な選任手続きを所轄庁独自の調査で発見しようとすることは実効性に乏しく、不適切である（長谷川ほか・法律相談 166 頁）。

被包括関係の廃止は、それにかかる規則変更の認証書の交付によって効力を生じる（法 30 条）から、認証されないまま、申請が放置されたり、不認証とされれば、被包括関係の廃止はなかったものとされ、従前通り、被包括関係が設定された状態のままとなる。

その場合、各個教会の規則次第であるが、多くの各個教会においては、規則の変更、役員任免、財務の処理などにおいて教団の承認などが必要とされており、各個教会で役員を変更し、財産を処分し、被包括関係以外の事項にかかる規則の変更（主たる事務所の移転、役員員数の変更など）を行おうとして、教団に承認などの申請をしても、教団が応じてくれないおそれが多分にある。

それどころか、先の被包括関係の廃止の通知の後 2 年間は特段の行為は為されないとしても、その後は、代表役員解任その他の人事を一新し、教団から新たに派遣した者によって教会が運営される事態（いわゆる「教会の乗っ取り」）となるのが危惧される。

そうでない場合には、再度、被包括関係の廃止を行おうとしても、各個教会の中で必要な手続きをできない可能性が多分にあり、各個教会のほとんどすべての法的手続きは滞ってしまい、この状態は永久に回復することができないままとなってしまう。

IV 包括関係の設定および廃止

1 被包括関係と包括関係

各個教会の場合、被包括関係のある教団の名称が規則の必要的記載事項とされている（法 12 条 1 項 4 号）ことから、被包括関係を設定しまたはこれを廃止するには、規則変更の手続きが必要となり、規則変更にかかる所轄庁の認証も必要となる（法 26 条以下参照）が、教団の場合には、包括関係のある各個教会の名称は規則の記載事項ではないので、そのような手続きは必要ない。

そこから、教団が各個教会との包括関係を設定するには、何の手続きも

必要ないとする見解も存するが、少なくとも、相手方のある行為である以上、相手方との合意や相手方の同意、承諾等は必要であると考え、包括関係の設定は教団と各個教会の合意によって成立するとする見解が有力に主張されている。

しかしながら、そもそも「包括関係」とは、「各個教会における教団による被包括関係」の裏返しの関係にあり、「教団における各個教会の包括関係」ということであり、本来両者は同一の関係の表と裏の関係にあり、不可分の関係であるから、包括関係と被包括関係を分離して捉えるのは適切ではない。

言うまでもなく、包括関係と被包括関係とは、同じ教団と同じ各個教会との間における、同じ一つの関係なのであるから、両者を各別に論じるのは当を得たものではなく、両者を同一の観点から理解しなければならないものである。

2 包括関係の設定

各個教会には「礼拝の施設を備える」ことが根本的な要件とされており（法2条）、恒常的な礼拝の施設を有しないで礼拝その他の宗教活動を行っている団体は、宗教的には宗教上の組織であり、宗教上の団体であるとしても、法の上では、各個教会とは認められない。

他方、教団には、「各個教会を包括する」ことが根本的な要件とされており（法2条）、教団が宗教団体であるためには、2以上の各個教会を包括することが不可欠であり、⁽⁴⁵⁾包括する各個教会がなくなれば、教団とは認められなくなるのみならず、「宗教団体」としても認められなくなる。

つまり、「宗教団体を包括する宗教法人にあっては、その包括する宗教

(45) 被包括の各個教会が2以上あることが必要なのか、1以上で良いのかについては議論がある。1以上で良いとする根拠は、法43条2項6号の反対解釈であるが、法43条2項6号の規定は、成立した宗教法人をなるべく解散させないために出たものであると考えられ、包括宗教団体の要件として1の被包括宗教団体で良いという趣旨ではないものと思料される（渡部・逐条解説219頁参照）。

団体の欠亡」に該当し、宗教法人の必要的解散事由とされている（43条2項6号）⁽⁴⁶⁾。

このように、「教団」にとっては、包括する各個教会の存在が、教団の存続にとって不可欠な事項とされているのである。

さらに、行政実務上は、単に形式的に「各個教会を包括する」とか、概括的に「各個教会を有する」というだけでは足りず、具体的に複数の「各個教会が存在する」ことが必要なこととされている。

しかし、法の規定上は、形式的にかつ概括的に、「(一定の) 各個教会を包括する」という規定を規則に記載するのみで足りるとされており、包括する各個教会の名称を規則に記載するなど、具体的な各個教会の存在を必要とされていない。

したがって、教団の規則の記載事項としては、各個教会に関する事項は含まれておらず（法12条1項参照）、登記事項ともされていない（法52条2項参照）。

とはいえ、教団にとって包括関係の設定や廃止が軽視されているということではなく、あくまでも包括関係の設定や廃止は当事者である教団と各個教会の問題であるから、法は必要以上に両者の関係に立ち入らないという姿勢を保っているに過ぎない。

前述のように、法は、各個教会を教団に対して弱い立場にあるものと考え、弱者保護の観点から、被包括関係の設定や廃止に特別の規定をしているが、強い立場にある教団についてはあえて規定していないということである。

なお、法は、各個教会による教団との被包括関係の設定に際して、教団の承認を受けなければならない旨を規定している（26条2項）が、教団が各個教会との包括関係を設定するに際しては、各個教会の承認、承諾、同意などの意思表示を得なくても良いとする趣旨でないことは言うまでも

(46) したがって、一旦成立した包括宗教団体は、包括する宗教団体が1となっても解散しない（前注参照）。

ない。

当然に、教団が各個教会との間に包括関係を設定しようとするに際しては、各個教会に対して包括関係設定の申込みをなし、それに対する各個教会からの承諾を得なければならない。しかし、それで足りるものでない。

というのも、教団にとっての包括関係の設定は、同時に、各個教会にとっての被包括関係の設定に当たり、各個教会が被包括関係を設定するには、規則を変更し、信者等に公告し、所轄庁の認証を受けなければならないからである（前述参照）。

そして、各個教会における被包括関係の設定は、被包括関係の設定にかかる規則の変更について所轄庁から認証書の交付を受けたときに成立する（法30条）ことから、教団における包括関係の設定も、当該所轄庁の認証書の交付のときに成立すると解されなければならない。

つまり、教団については、包括関係の設定に際して法に定められた履践すべき手続きは何もないのであるが、そうであるからと言って、各個教会との合意のみで、何の手続きもすることなく、直ちに、包括関係の設定が実現されうるというものではないのである。

法においては何の規定もなされてはいないものの、教団における包括関係の設定は、単純に、当事者の合意のみによって成立するものではなく、各個教会における公告の掲示および規則変更の認証申請の履行と所轄庁による認証が必要とされているのである。

つまり、教団による包括関係の設定においても、間接的であれ、所轄庁の行政処分がその効力発生の原因とされているのである。

したがって、教団が各個教会との間に包括関係を設定しようとする場合には、各個教会の承諾を求めるだけでは足りず、教団としては、各個教会を指導して、規則変更の手続き、公告、規則変更認証申請をなさしめ、早期に所轄庁の認証を得られるよう働きかけなければならないことになる。

他方、稀な例ではあるが、教団の規則に、具体的に包括する各個教会の名称を記載している場合がある。

この場合、この教団は、規則に記載された特定の各個教会とのみ包括関

係を設定し、原則として、新たな各個教会と包括関係を設定することなく、いわば固定的な体制として教団を組織し、宗教活動を展開しようとの趣旨に出たものと思料される。

そして、この場合の教団と各個教会との関係は、一般的な教団と各個教会との関係とは異なるのが通例である。

一般的な教団と各個教会との関係においては、概して、各個教会に対して教団の組織は大きく充実しており、豊富な人材と財力および知識を有し、各個教会を指導して教団の伝道牧会を推進させる立場にあるが、上述の場合においては、教団と各個教会との関係は、いわば逆転し、各個教会に重点が置かれているものと思料される。

この場合の各個教会は、教団を組織する重要な地位を有するものとして、教団の責任役員を送り出し、教団の重要な決定に関与するなど、教団の運営に深く関わる立場にあるからである。

また、この場合に、各個教会が教団を組織する理由としては、競合関係にある複数の各個教会が、あるいは伝道牧会の効果的な展開を企図し、あるいは組織の拡大を目指し、あるいは相互の競合関係を廃して勢力の分散を防止し、あるいは相互に存する紛争の解決を目指すことなどがあげられている。

そして、この場合に、合併して各々の存在を解消して一の教会となることではなく、合同しながらも各々の独自性をもって一の教会を組織することを選択する理由としては、教会の歴史、伝道牧会の記録、牧師および教師の実績、信者会員の教籍、各個教会間における微妙な教義教理の相違など、当該宗教団体特有の理由があげられている。

したがって、この場合の教団および各個教会の関係を考察するに際しては、これらの事情を参酌することを忘れてはならない。

3 包括関係の廃止

教団による各個教会に対する包括関係の廃止は、各個教会による教団に対する被包括関係の廃止のように、法に特別の規定が置かれてはいない。⁽⁴⁷⁾

しかし、「法に規定がないのであるから」として、包括関係設定契約の解除として、教団から各個教会に対する一方的な意思表示としての通知によって成立すると解することは不適切である⁽⁴⁷⁾。

仮にそうだとすると、各個教会が教団との被包括関係を廃止するには、各個教会における規則変更の手続きが必要となり、規則変更に関する信者等への公告および教団に対する通知のほか、被包括関係の廃止にかかる規則変更についての所轄庁の認証が必要となり、所轄庁の認証書の交付によって効力を発することとなり、不認証となれば、被包括関係の廃止は成立しないこととなるものであるのに対して、教団が各個教会との包括関係を廃止するには、教団から各個教会への通知のみで直ちに成立することになる。

そうであるなら、法の定める規則の記載事項が異なるということに起因するものであるとはいえ、教団に対して概して弱い立場にある各個教会が被包括関係を廃止するには、その意思表示に所轄庁の認証という条件が付されるのに対して、各個教会に比し概して強い立場にある教団が包括関係を廃止するには、その一方的な通知のみで足りるとするのは、あまりに不相应な感じがする。

既に考察した通り、教団の各個教会に対する包括関係の設定においても、各個教会の教団に対する被包括関係の設定のように、法に特別の規定が置かれているわけではないが、当事者である教団と各個教会の合意のみでは成立しえないのみか、所轄庁の行政処分によるものであった。同様の

(47) 渡部・逐条解説は、「教団側からする包括関係の廃止はありえない」とする安武敏夫論文を紹介し、昭和30年代の宗教法人審議会が包括宗教団体の側から包括関係を廃止することができるの見解をとっていなかったことを紹介しつつ、「宗教法人法の規定からは、包括宗教団体の側から包括関係の廃止ができない、とは考えにくい」「被包括宗教法人の側にそれが認められ、包括宗教団体の側に認められないいわれはない」旨論じている(183-184頁)。

(48) 教団から各個教会への一方的な通知によって包括関係を廃止できるとする説も存するが、教団から各個教会への一方的な通知によっては、包括関係を廃止することはできないとするのが多数説である。

ことが、教団による各個教会に対する包括関係の廃止にも言えよう。

すなわち、包括関係の設定の場合と同様、包括関係の廃止の場合においても、その成否は、被包括関係と裏表の関係にあり、包括関係と一体である被包括関係の成否と軌を一にしなければならないものと思料される。

そうでないなら、一方的な通知によって、教団としては包括関係が廃止されたとしながらも、教団の包括関係が意味する各個教会の被包括関係が存続し続けるという不条理が生じ、法の名の下に法的な混乱を生じさせることになる。

例えば、各個教会が被包括関係を廃止しようとする場合には、信者その他の利害関係人に公告しなければならないものとされており、それは信者その他の利害関係人にとっても重大な影響を及ぼす事項であるからであると考えられているが、教団からの包括関係の廃止が教団の一方的な通知で足りるとするなら、信者その他の利害関係人の利益は全く顧慮されないことになる。

仮に、教団の包括関係の廃止があれば、当然に、各個教会の被包括関係は廃止されるとするなら、各個教会における被包括関係の廃止に関する諸手続きは無用のものとなってしまう（次項参照）。

そのような解釈は、法の解釈として許されることではないものとする。

4 通知のみによる包括関係の廃止に伴う諸問題

仮に、各個教会の同意なく、教団の一方的な意思表示の通知のみによって、教団の各個教会に対する包括関係を廃止することができるとするなら、各個教会に、法人としての存続を危殆ならしめるおそれがあるのみならず、国家の制度としての宗教法人制度に回復不能な欠陥を生じてしまうおそれが危惧される。

というのも、各個教会の規則には教団の名称が記載され（法12条1項4号）、各個教会の宗教法人登記簿には教団の名称が登記されており（法52条2項4号）、これが抹消されない限り、形式的ではあれ、法律上、永久にその関係は継続することになるからである。

これを抹消するには、第一に、各個教会が、その規則の定めるところにより、教団との被包括関係の廃止にかかる規則変更を行うほかに方法はない（法 26 条 1 項前段）。

規則の変更には、基督教の各個教会の多くにおいては、責任役員会の特別決議のほか、会員総会の承認が必要とされているが、教団の一方的な通知による包括関係の廃止に反対し、同意できない各個教会が自主的に規則変更の手続きを進行させることは望みえないであろう。

仮に、各個教会が責任役員会や会員総会などを招集したとしても、それに異議のある責任役員や会員議員などが会議をボイコットして会議が成立せず、出席があったとしても猛反対で議事が進行できないことは容易に推察され、責任役員会で特別決議を成立させることは極めて困難であるし、会員総会などで円満に承認の決議がされるとは思われない。

このような決議を求める責任役員会の招集を受けた責任役員の代表役員以外の全員または一部が辞任するといった事態も予想され、責任役員の辞任に伴う責任役員の後任者の選任も、それに代わる責任役員代務者の選任も困難となり、責任役員会の存続そのものも危ぶまれよう。況や、全信者を議員とする会員総会においては、その度は容易に推察されよう。

そもそも、教団の一方的な通知によって包括関係を廃止された各個教会においては、包括関係の表裏の関係にある被包括関係が廃止されたものと解されるなら、各個教会としては、極めて困難な規則変更の手続きを経て、所轄庁の認証を受けなければならないということは不合理そのものであろう。⁽⁴⁹⁾

(49) 規則認証申請には多大な費用と労力を要するし、所轄庁の認証を受けるには、法に規定する 3 月ルール（法 14 条 4 項）は無に等しく、半年も、1 年も、数年もの時間を要している現状を踏まえれば、包括関係を廃止された各個教会にそれだけの負担を強いる意味は見出せない。そもそも、教団からの通知によって包括関係を廃止されたのに、各個教会から教団に対して被包括関係の廃止の通知をしなければならない（法 26 条 3 項）根拠は皆無である。その上、公告・通知の日から 2 月を経なければ、規則変更認証申請できない（法 26 条 2 項）のであるから、理不尽の謗りを免れまい。

また、一方的に包括関係を廃止され、同時に、包括関係と表裏の関係にある被包括関係も廃止されたのかかわらず、あたかも被包括関係は存続しているかのように装い、自らの自主的な意思によって行うかのようにして、「被包括関係の廃止」の手続きを取らなければならないというのは矛盾そのものでしかない。解釈の誤りの帰結というべきであろう。

結果的に、各個教会の規則が変更されず、規則上および登記簿上、教団が包括団体であり続けるなら、各個教会の規則の規定次第ではあるものの、代表役員および責任役員の任免、代表役員となる牧師の任免、牧師となる教師の資格の認定、評議員や監事などの役員の任免、それぞれの代務者や仮職の任命、信者の登録、転籍、抹消など、財産の処分、規則の変更、合併、解散などについて教団の承認などが必要とされ続けることになる⁽⁵⁰⁾。

各個教会においては、将来、必ず、このような手続きの必要が生じるが、その際に、教団に所要の願いをしても、包括関係を廃止したとする教団がそれに応じることはないであろう。

特に、代表役員や責任役員に欠員が生じれば、後任の任命は不可能になるし、それらの代務者の任命も不可能になり、宗教法人としての事務が一切頓挫してしまうことになる。

その際に解決可能な方策としては、全く好ましいことではないが、教団において、包括関係が消滅していないとして、後任の牧師、代表役員、責任役員などを任命派遣して、諸会議を開催して被包括関係の廃止に伴う規則の変更を決議し、全く意味のない公告や通知を行い、所轄庁に規則変更の認証申請をし、所轄庁の認証を待って、変更登記を申請するほかならう。

このようなことを考えると、教団の一方的な通知による包括関係の廃止

(50) ほとんどの各個教会において、規則の変更をするには、教団の承認等を要する手続きとされており、被包括関係の廃止にかかる場合を除き、教団による一方的な包括関係の廃止が許容されるなら、各個教会としては、永久に規則の変更を行うことができないことになってしまう。法が教団からの包括関係の廃止を許容していない所以である。

を含め、教団による包括関係の廃止は、単に法に規定がないのみならず、法の想定していない事態であり、「できない」と考えるのが、法の解釈として最も適合しており、かつ、現実在即しているように思われる。

結

そもそも宗教法人は、単位宗教法人（各個教会）であれ、包括宗教法人（教団）であれ、各々個々が主権を持った一つの独立した法人であり、被包括関係にあるからといって、他の宗教法人によって支配されることはないし、包括関係にあるからといって、他の宗教法人を従属させることもできないのである。

法は、他の宗教団体（宗教法人）を制約し、または他の宗教団体（宗教法人）によって制約される事項を定めた場合には、その事項を規則の記載事項としており（法12条1項12号）、包括関係・被包括関係にあるかないかを問わず、すべての宗教法人が、自ら認識して自ら定めた自己の規則において記載された事項のほかは、他者から制約を受けることはないのである。

したがって、他の宗教法人を制約する事項については、自己の規則に記載するとともに、制約される他の宗教法人の規則においても記載されていない限り、制約の効力を発することは⁽⁵¹⁾ないのである。

それは、言うならば、自己の規則による自己制約なのであって、他の宗教法人から強いられる強制的な制約ではないということを意味するものでもある。その点においても、宗教法人の独立性は保持されていると考えてよい。

包括関係・被包括関係があるという理由によっては、各個教会が教団に支配され、指揮命令されることはないし、各個教会の人事や財務が統制されるということもないのである。ただし、宗教団体としての教団と宗教団

(51) 同旨・宗教法制研究会『宗教法人の法律相談』（民事法情報センター、1990年）39頁。

体としての各個教会の間においては、法は適用されないから、この制約の制限の規定も適用されることはなく、教団が各個教会を指揮監督し、支配命令し、人事や財務を統制することもありうることも失念してはならない。⁽⁵²⁾

これも、宗教法人法における「聖俗分離の原則」の一端である。法は、あくまでも世俗の事務に関する部分に限って適用され、肯定的であれ、否定的であれ、聖なる宗教の領域には一切関与しないのである。

したがって、宗教法人における包括関係・被包括関係とは、当該宗教法人等の外部に対して、「この宗教法人があつた宗教法人の包括関係にある」ということを示し、これらの宗教法人が、あの宗教法人である教団の教義教理に基づき、その歴史伝統を重視し、継承された儀式伝統を守り行う宗教法人である各個教会であるということを公に示すことに大きな意義があるものと考えられる。

ただし、本稿において考察したように、特定の各個教会を被包括宗教法人とする教団の場合にあつては、包括関係・被包括関係ということに特別の意味を持たせているものであるから、一般的な包括関係・被包括関係と同列に扱うのは適切ではない。

この場合にあつては、「包括関係」「被包括関係」という法の枠組みを利用しながら、被包括関係にある各個教会が、包括関係にある教団の構成員（会員、社員）として教団を組織しているのであるから、包括関係・被包括関係の廃止をしようとするときには、単なる包括関係・被包括関係の廃止の手続きによってではなく、包括関係・被包括関係の廃止の手続きも併用しながら、教団の本質的な部分である構成員の変更として、しかるべき手

(52) あくまでも当該教団の宗教上の教義教理に基づいて定められた当該教団の基本約款による。教団であっても、被包括の各個教会を一切制約せず、全面的に各個教会の自主性に委ねているところもあれば、極めて細かい点に至るまで統制を及ぼしているところもある。

このように、法における聖俗の分離は、宗教上の領域（宗教団体の領域）と世俗の領域（宗教法人の領域）とを明確に分離しているので、実際の運営にあたっては心して両領域の混同を回避する努力をしなければならない。

続きを履践する必要があるものと考えられる。

最後に、「包括関係」「被包括関係」ということの意味について、要点を整理しておきたい。

第一に、教団も各個教会も、自己の意思決定に基づき、財産を所有・維持運用し、法律上の権利義務を有する「独立した法人」である。

第二に、したがって当然に、教団は、各個教会を支配し、指揮命令し、人事および財務を統制する存在ではない。

第三に、その逆に、各個教会は、教団に従属し、教団の指揮監督下でのみ活動が許されるような存在ではない。

第四に、教団が各個教会を制約し、各個教会が教団に制約される事項は、教団と各個教会との協議に基づいて定められ、かつ教団の規則および各個教会の規則に定められ（所轄庁の認証を受け）なければ効力が生じない。

第五に、概して弱い立場にある各個教会からは、いつでも、各個教会における所定の手続きを了して、被包括関係の廃止を決定することができるが、概して強い立場にある教団からは、理由の如何を問わず、包括関係の廃止を決定することはできない。教団から包括関係を廃止しようとする場合には、各個教会と協議し、その合意を得て、各個教会から被包括関係を廃止する旨の決定をしてもらい、かつその手続きを履践してもらうほかないものとする。

教会と宗教法人

